

交流センター等使用基準

宮崎市

1 運営方針

(交流センター)

本市交流センターは、交流、地域活動及び生涯学習の拠点として、中学校区に1館を設置し、各施設で交流の促進や地域のまちづくりを推進する事業、公民館の事業を実施する。

交流センターの使用に当たっては、地方自治法第244条のほか、関係条例及び施行規則等に基づき、地域住民や活動団体に親しまれる「開かれた交流センター」としての運営を基本とする。

(中央公民館)

公民館は、「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする（社会教育法第20条）」社会教育施設である。

本市では、生涯学習と地域活動の拠点として、中央公民館を設置し、公民館の事業を実施する。

使用に当たっては、社会教育法第20条、第22条及び第23条のほか、関係条例及び施行規則等に基づき、市民や活動団体に親しまれる「開かれた公民館」としての運営を基本とする。

2 専決の範囲

| | |
|---|--|
| 地域コミュニティ課・生涯学習課において行うもの | <p>(1) 法及び条例・規則の解釈等（減免の適用・禁止行為の判定及び運用方針に関するもの）統一見解として決定すべきもの。</p> <p>(2) 大規模な大会等のため、複数の交流センター等を会場として、早期に確保する必要がある、その相談に関する事。</p> <p>(3) この基準に定めのない使用に関する事。</p> |
| 地域まちづくり推進室（地域事務所）・地域センター（本郷地域事務所）・総合支所地域市民福祉課において行うもの | <p>(1) 使用許可等に関する事。</p> <p>(2) 減免に関する事。</p> <p>(3) 登録団体の登録、認定に関する事。</p> <p>(4) 大規模な大会等のため、会場確保を早期に行う必要がある、その相談に関する事。</p> <p>(5) 休館日の使用に関する事。</p> |

3 使用基準

(1) この基準が適用される交流センター等は、以下のとおりとする。

| 施設の種類の | 対象の施設（根拠規定） |
|------------------|--|
| 社会教育施設（教育委員会所管） | 宮崎市公民館条例第2条に掲げる中央公民館 |
| コミュニティ施設（市長部局所管） | 宮崎市交流センター条例第2条（但し、久峰地区交流センター及び久峰地区交流センター別館を除く）に掲げる交流センター及び宮崎市学習等供用施設条例第2条に掲げる那珂地区公民館 |

(2) 社会教育法第20条の「市町村その他一定区域」とは、原則として、交流センター等の所在する中学校区を単位として考える。但し、中央公民館については宮崎市全域を単位とする。

(3) その他

第3日曜日及び月曜日の夜間（那珂地区公民館は火曜日）は休館のため、その開館については、地域の全体的な行事であって、その日以外では実行不可能なものに限ること。なお、この場合、

教育委員会（生涯学習課）又は市長（地域まちづくり推進室（地域事務所）・地域センター（本郷地域事務所）・総合支所地域市民福祉課）の事前決裁を受けること。

4 使用許可申請

（１）使用許可の申請者

使用許可の申請者は、交流センター等を使用し、継続して地域活動や社会教育活動を行う団体（以下、「団体」という。）であり、多目的ホールの使用者は10名以上（2／3面以下の面貸しで使用する場合は5名以上）、それ以外の居室の使用者は5名以上の人員で構成するものとする。

また、団体以外の申請であっても、1名以上が使用するのであれば、使用許可申請ができるものとする。

（２）使用許可申請の受付

使用許可申請書に記載する代表者及び担当者は成年者に限ることとし、未成年者の申請は受け付けない。なお、申請可能日が休日・祝日等の場合は、その日の前日から申請を受け付けることができる。

① 団体の申請

ア 中央公民館

使用許可申請は、公民館の使用予定日の2カ月前の月の初日から当日までの受け付けとなるが、既に同一月に2回以上使用許可申請を受け付けている団体については、使用予定日の1週間前からの受け付けとなる。

イ 交流センター

（i）団体の構成員が地区（中学校区）住民25%以上の場合

使用許可申請は、交流センターの使用予定日の2カ月前の月の初日から当日までの受け付けとなるが、既に同一月に2回以上使用許可申請を受け付けている団体については、使用予定日の1週間前からの受け付けとなる。

（ii）団体の構成員が地区（中学校区）住民25%未満の場合

使用許可申請は、交流センターの使用予定日の1カ月前の月の初日から当日までの受け付けとなるが、既に同一月に2回以上許可申請を受け付けている団体については、使用予定日の1週間前からの受け付けとなる。

② 団体以外の申請

使用許可申請は、使用予定日の1週間前からの受け付けとなる。なお、団体以外の申請とは、団体要件を満たさず、1名以上で活動するときとする。

5 使用料の減免

団体のうち、活動成果が期待でき、その活動が交流センター等の運営をはじめ、地域活動や社会教育活動に貢献できると認められる場合は、登録団体として、交流センター等の施設の使用料の減額を受けることができる。但し、多目的ホールの使用が月6回目以降の場合は、使用料の減額の対象としない。

（１）利用団体登録の申請

登録団体となるには、毎年度、利用団体登録申請が必要であるため、交流センター等の施設

の使用料の減額を受けようとする場合には、あらかじめ利用団体登録の手続きを終えておく必要がある。なお、登録団体のうち、交流センター等の主催講座終了後、当該年度内に自主的に継続して活動を行うために登録した団体を「講座グループ」、その他の団体が登録を行う場合を「自主グループ」とする。

(2) 利用団体登録の審査

次項に示す登録の条件のほか、住民ニーズや地域課題は、それぞれの地区で異なるため、地域まちづくり推進委員会等の地域団体の実情を踏まえ、地域自治区事務所や交流センター等で調整し、設定することができる。

＜ 利用団体登録における地域貢献活動の条件（例） ＞

- ア 地区文化祭やはたちの集いへの協力
- イ 交流センター等運営への協力（草刈り・植栽・清掃等）
- ウ 社会教育講座での講師
- エ 市主催や地域主催の行事への協力
- オ 地域におけるボランティア活動
- カ 地域のまちづくり活動の協力

【交流センター等の使用許可申請の受付区分と使用料減免の考え方】

- ① 中央公民館は、市域を地区内と捉えることとする。
- ② 市の事業支援を受けている団体及び社会教育関係団体を別表1に掲げる。

「別表1に掲げる団体」が、主たる活動を行っている当該地区内の交流センターを使用する場合は、地区内の団体として取扱い、その使用目的が施設の設置目的に沿う活動かつ市の施策や事業に関連する公益性のある活動の場合は、使用料を免除する。

但し、市域を対象に活動する団体は、交流センターを特定することなく、地区内の団体とみなす。

(申請時期の適用)

| | | 申請時期 | | | 使用料 |
|------|-------|--------------|--------------|---------------|-----------|
| | | 2カ月前の月の初日 | 1カ月前の月の初日 | 1週間前 | |
| 地区内 | 別表1団体 | ○ 同一月2回まで | — | ○ 同一月3回目以降 | 免除 |
| | 登録団体 | ○ 同一月2回まで | — | ○ 同一月3回目以降 | 50% 減額 |
| | 未登録団体 | ○ 同一月2回まで | — | ○ 同一月3回目以降 | 減免なし |
| 地区外 | 別表1団体 | | ○ 同一月2回まで | ○ 同一月3回目以降 | 減免なし |
| | 登録団体 | — | ○ 同一月2回まで | ○ 同一月3回目以降 | 50% 減額 |
| | 未登録団体 | — | ○ 同一月2回まで | ○ 同一月3回目以降 | 減免なし |
| 団体以外 | | — | — | ○ | 減免なし |

※ 交流センターにおけるフリースペース（大宮地区交流センターの交流スペースを除く）を、地区内の登録団体の活動として使用する場合は、交流センターの事業と調整を図ること。

6 使用の取りやめ

使用者が交流センター等の使用を取りやめる場合は、使用取りやめ届を使用する日時までに提出させることとする。

また、公共施設予約案内システム（以下、「システム」という。）で交流センター等の使用の許可を受けた利用者が、交流センター等の使用を取りやめようとするときは、使用する日時までにシステムを利用して使用の取消しの届出をさせることとする。

7 使用料の還付

(1) 使用者が交流センター等の使用を取りやめる場合、使用料は原則還付しない。ただし、以下の場合は、使用料の全額又は一部を還付することができる。

① 災害その他使用者の責めに帰することができない場合

災害等により交流センター等が閉館するなどの理由で、使用者が使用許可を受けた日時に交流センター等を使用できない場合は、その使用料を全額還付する。

② 使用者から使用取りやめの届出があった場合

(i) 使用の取りやめの届出が、使用日の15日以前にあった場合

当該使用料のうち、8割を還付する。

(ii) 使用の取りやめの届出が、使用日の8日以前にあった場合

当該使用料のうち、5割を還付する。

なお、使用日の15日前又は8日前が休館日の場合は、その日以降の直近の開館日を、当該期日として取り扱うことができる。

(2) システムを利用して使用の取消しの届出があった場合の取扱いは、7の(1)の「還付」を「減免」に、「使用の取りやめの届出」を「システムを利用した使用の取消し」に読み替えることとする。但し、使用日の15日前又は8日前が休館日の場合であっても、その日以降の直近の開館日は、当該期日として取り扱わない。

8 貸室以外の使用

(1) 遊戯室及び高齢者ふれあい室

交流センターの開館時間において、原則、遊戯室は小学生以下の児童、高齢者ふれあい室は60歳以上の者が使用できるものとする。(交流センタ一条例施行規則第6条)

① 児童が施設（遊戯室含む）を使用する場合において、次の時間帯は保護者同伴とする。

(i) 火曜日から土曜日（祝日を除く）：午後5時半から午後10時まで

(ii) 日曜日又は祝日：午前9時から午後10時まで

② 遊戯室を有する交流センターは児童厚生員による適切な安全管理が可能な場合は、18歳以下の者の居場所の提供のために、次の時間の範囲内において多目的ホールを遊び場として開放することができる。但し、交流センター主催事業や地域行事等で、次の時間に多目的ホールを使用する必要がある場合は、この限りではない。

(i) 平日（祝日を除く）：午後4時から午後5時まで

(ii) 土曜日（祝日を除く）：午前9時から午後5時まで

9 交流センター等における使用の制限

(1) 交流センター等での飲食

交流センター等での飲食については、原則認めるものとするが、一部の居室においては、特記のとおり取り扱うこと。ただし、施設の構造が交流センター等で異なるため、各館ごとに飲食可能な場所を設定し、利用者に周知すること。

特記・・・①多目的ホールを利用する団体は、ブルーシートを敷くなどして床を保護する場合のみ、多目的ホール内でのお茶・ジュース等のドリンク類・弁当を認める。
②図書室においては、お茶・ジュース等のドリンク類のみ可とするが、図書は交流センター等の備品であることから、図書を水分等により汚損しないように注意を促すこと。
③遊戯室においては、児童館の取扱いに準じ、基本的には飲食を認めないが、長期休業期間やイベント時などにおける児童の昼食時に遊戯室以外の館内で昼食場所の確保が困難な場合は、遊戯室内でのお茶・ジュース等のドリンク類・弁当を認める。

【アルコール類】

アルコールを伴う飲食は、原則認めない。但し、当該地域に欠かせない行事（敬老会や金婚祝賀会などの地域全体でお祝いする行事等（注1、2））で、他の利用者などへの迷惑にならないと判断できる場合（注2）は使用できるものとする。万一、他の利用者などへの迷惑になる行為や申請した内容と異なる飲食の事実が確認された場合は、以降の当該活動や当該団体の使用を制限することとする。

（注1）地域内住民を参加対象としている行事前後の会議等で、アルコールを伴うことで会議等参加・出席者間での良好な交流の促進に繋がると考えられる場合についても含める。

（注2）他の利用者などへの迷惑に繋がる恐れがある場合や、使用後の使用前状態への原状復帰が使用における使用者の責務となることから、交流センター等使用における留意事項を利用者が確認・署名した「飲酒に伴う確認書」の提出を求めること。

(2) 冷暖房の使用

冷暖房の使用期間は、夏季：7～9月、冬季：12～2月とする。但し、使用期間外であっても、気温が高く熱中症の危険性が高いなど、使用者の健康状態に配慮する必要がある場合には、地域自治区事務所へ確認した上で、使用できることとする。

(3) 営利事業活動

中央公民館は社会教育法第23条第1項第1号に基づく制限があるが、この規定は、公民館が営利事業にかかわることを全面的に禁止するものではない。（平成30年12月21日付け文科省事務連絡）

交流センター等は、本市の交流、地域活動及び社会教育活動の拠点であることから、施設の設置目的に沿う活動を行う利用者の活動機会を確保するため、企業が収益を伴う事業活動を行う場合は、単発での使用であれば交流センター等の使用を認める。

この場合、企業が収益を伴う事業活動として、3カ月連続して、交流センター等を利用する日（ひと月に1日以上）がある場合は、継続的な活動（複数の交流センター等の使用であっても継

続とする)とみなし、施設の使用は認めない。

なお、交流センターにおいては、登録団体や公益性の高い団体等に関り、地域のまちづくりに資する収益事業を継続的に行うことができる。(※)

(営利事業活動に関する使用可否)

| | | |
|------------------------------|--------|-------|
| 収益を伴わない事業活動 (会議、研修、入社試験等) | 単発での使用 | ○ |
| | 継続的な使用 | ○ |
| 収益を伴う事業活動 (塾、催し、販売、契約等) | 単発での使用 | ○ |
| | 継続的な使用 | × (※) |

【参考】社会教育法

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- (1) もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- (2) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

【別表1】

| 区 分 | 団 体 名 |
|---------------------|---|
| 市 関 係 | <p>減免要綱3－（1）により免除対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎市役所内各部課 ・ 宮崎市教育委員会 ・ 宮崎市消防局 ・ 宮崎市上下水道局 ・ 宮崎市農業委員会事務局 ・ 宮崎市選挙管理委員会事務局 ・ 宮崎市議会事務局 ・ 宮崎市監査事務局 ・ 宮崎市土地開発公社 ・ 宮崎市公平委員会事務局 ・ 公立大学法人宮崎公立大学 ・ 地域自治区地域協議会 |
| 以下、減免要綱3－（4）により免除対象 | |
| 市が事業支援している公共的団体 | <p>福祉関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎市老人クラブ連合会（さんさんクラブ宮崎市） ・ 宮崎市障がい者施策推進協議会 ・ 宮崎市自立支援協議会 ・ 宮崎市民生委員児童委員協議会 ・ 公益財団法人宮崎身体障害者福祉協会 ・ 宮崎市視覚障害者福祉会 ・ 宮崎市聴覚障害者協会 ・ 宮崎市肢体不自由児・者父母の会 ・ 宮崎市はまゆう家族の会 ・ 宮崎市手をつなぐ育成会 ・ 宮崎市遺族連合会 ・ 宮崎市保育会 ・ 宮崎市ひとり親家庭福祉協議会 ・ 社会福祉法人宮崎市社会福祉協議会 ・ 各地区社会福祉協議会（任意団体） ・ 社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団 ・ 各地区地域包括支援センター |
| | <p>農工商</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人宮崎市観光協会 ・ 宮崎市SAP連合 ・ 宮崎市農政推進委員協議会 ・ 宮崎市農林振興対策協議会 ・ 宮崎市水産振興対策協議会 |
| | <p>学教</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎市小中学校長会 ・ 宮崎市教頭会 ・ 宮崎市教育研究会 <p>（次頁へ）</p> |

| 区 分 | 団 体 名 |
|-----------------|---|
| 市が事業支援している公共的団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎市小学校体育連盟 ・ 宮崎地区中学校体育連盟 ・ 宮崎市地区体育会連合会 ・ 宮崎市スポーツ推進委員協議会 ・ 公益財団法人宮崎市スポーツ協会 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会 ・ 宮崎市自治会連合会 ・ 地域まちづくり推進委員会 ・ 自治公民館 ・ 宮崎市健康づくり推進協議会 ・ 宮崎北地区交通安全協会 ・ 宮崎南地区交通安全協会 ・ 高岡地区交通安全協会 ・ 宮崎市消防団 ・ 各地区（地域）乗合タクシー運行協議会 ・ 宮崎市国際交流協会 ・ 宮崎市佐土原町国際交流協会 ・ 宮崎市清武町国際交流協会 ・ 宮崎県人権・同和教育研究協議会 ・ 宮崎市芸術文化連盟 |
| 社会教育関係団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎市子ども会育成連絡協議会 ・ 日本ボーイスカウト宮崎連盟中央地区協議会第3団、第4団、第5団、第6団、第11団、第12団、第15団、第17団 ・ （一社）ガールスカウト宮崎県連盟宮崎地区協議会第7団、第19団、第20団、第21団、第23団 ・ （一社）ガールスカウト宮崎県連盟第15団、第16団 ・ 宮崎市自治公民館連絡協議会 ・ 宮崎市PTA協議会 ・ 宮崎市地域婦人会連合会 ・ 宮崎市地域婦人会連絡協議会 ・ 佐土原町婦人連絡協議会 ・ 田野町地域婦人連絡協議会 ・ 清武町婦人連絡協議会 ・ 宮崎市青少年指導委員連絡協議会 ・ 宮崎市青少年育成連合会及び各地区青少年育成協議会 ・ 高木兼寛顕彰会 |

宮崎市交流センター等利用団体【講座グループ・自主グループ】登録要項

1 登録団体の対象

登録団体とは、自主的、主体的かつ継続的に地域活動や社会教育活動を行うことを目的とする団体で、次の要件を備えていること。

- (1) 法人であることを問わず、公の支配に属しない団体であること。
- (2) 多目的ホールを使用する場合は10名以上、それ以外の居室を使用する場合は5名以上の人数を必要とする。但し、多目的ホールを2/3面以下の面貸しで利用する場合は5名以上を必要とする。
- (3) 中央公民館で登録する場合は、会則又は規約等を有していること。
- (4) 活動成果が期待でき、その活動内容が交流センター等の運営や地域のまちづくり活動への協力等、地域に貢献できる団体であること。

2 登録団体の種類

(1) 講座グループ

主催講座終了後、当該年度内に自主的に継続して活動を行うために登録した団体をいう。

(2) 自主グループ

講座グループ以外の団体が登録を行う場合をいう。また、地域在住者の割合に応じて、以下のとおり分類する。

① 地区内利用登録団体

地域在住者（中央公民館は市内在住者）が会員の25%（小数点切り捨て）以上（法人格を有する団体の場合、所在地が地区内であること）。

② 地区外利用登録団体

地域在住者（中央公民館は市内在住者）が会員の25%（小数点切り捨て）未満の団体。

3 登録の手続き

利用団体登録申請書に必要事項を記入の上、会則（規約等）、会員名簿を添えて登録する交流センター等に提出する。※中央公民館以外の交流センターについては会則の提出は不要。

4 団体登録の認定にあたって

- (1) 地域自治区事務所長等（地域まちづくり推進室長・地域センター長・総合支所地域市民福祉課長）の決裁をもって認定する。なお、中央公民館においては、中央公民館長の決裁をもって認定する。また、必要に応じて所見を記載する。
- (2) 認定した団体には、利用団体登録証を発行する。

5 登録団体の認定期間

認定日から当該年度末（3月31日）までとする。

6 許可事項

(1) 使用許可申請期間と使用回数

①講座グループ、自主グループ（地区内登録団体）

月2回までの使用については、使用予定日の2カ月前の月の初日から申請可能となる。

②自主グループ（地区外登録団体）

月2回までの使用については、使用予定日の1カ月前の月の初日から申請可能となる。

※①②ともに月3回目以降の使用は1週間前申請とし、月あたりの使用回数は、利用状況等に
応じて各館ごとに定めることとする。

(2) 登録団体の使用料の減免

登録した交流センター等における施設使用料は、5割減額とする。

※多目的ホールの使用が月6回目以降の場合は減免対象外とする。但し、市が主催する行事やまちづくり団体（地域まちづくり推進委員会、自治会等）の使用、小中学校の部活動での使用は除く。

7 使用許可申請の手続き

登録団体が交流センター等を使用する場合は、利用団体登録証を提示の上、交流センター等の窓口で申請手続きを行う。

また、宮崎市公共施設予約案内システム利用者登録カードについては、システム利用者登録を行った交流センター等に限り、システムから使用申込を行うことができる。

8 更新の手続き

利用団体登録の更新を希望する場合は登録申請書を提出し、更新の手続きを行う必要がある。なお、利用団体登録は、毎年度、更新が必要となる。

| 年度 宮崎市[| | 【講座グループ・自主グループ】 | | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|---|---|--|--|
| | |] 利用団体登録申請書 | | | | |
| | | 令和 年 月 日 | | | | |
| 団体名 種目 代表者名 及び住所 | フリガナ | | 種目 | | | |
| | 団体名 | | | | | |
| | フリガナ | | 住所 | 〒 宮崎市 | | |
| | 代表者名 | | | | | |
| | 電話番号 | (自宅・携帯) | | | | |
| 連絡責任者 及び連絡先 | フリガナ | | | | | |
| | ①氏名 | | | | | |
| | 住所 | 〒 宮崎市 | | | | |
| | 電話番号 | (自宅・携帯) | | | | |
| 緊急連絡先 ※連絡責任者 以外の2名 | フリガナ | | フリガナ | | | |
| | ②氏名 | | ③氏名 | | | |
| | 電話番号 | | 電話番号 | | | |
| 設立年月 | 年 月 | | 会員数 | 名 (地区在住者 名) | | |
| 講師名 | | | 講師謝金 1回あたり | 円 ※交通費等を含め1万円以下 | | |
| 利用日 ※館に空き状況等 を確認後記入 | ※毎月 第 曜日 | 第 曜日 | ※午前・午後 時 ~ 時 | | | |
| 会費 | 月 | 円 | 使用居室 | (全面・ /) | | |
| 活動目的及び 主な活動内容 ※地域貢献活動の 内容も記入 | ※過去1年間の活動実績は(様式1-2)に記載してください。 | | | | | |
| その他・確認事項 | | | | | | |
| ※ 認 定 欄 | 室長 セカ-長 課長 | 地域事務所長 セカ-長補佐 課長補佐 | 館長 | (伺い) 本団体は社会教育目的の利用団体として登録の要件を満たしていると判断されるので認定してよろしいか。 | | |
| | 所見 | | | | | |
| | 決定 | 認定 | No. _____ 年 月 日 講座グループ・自主グループ(地区内・地区外) | 非認定 | | |
| | 認定期間 | 年 月 日 から 年 月 日 まで | | | | |
| | 備考 | | | | | |

※年度途中に変更がある場合は交流センター等まで必ずご連絡ください。

※認定欄には記入しないでください。

登録様式

<表>

| | | | |
|-----------------------------------|---------|--|--|
| 【 講座グループ・自主グループ（地区内・地区外） 】 | | | |
| 宮崎市交流センター等利用団体登録証 No. _____ | | | |
| 団 体 名 | | | |
| 代表者氏名 | | | |
| 住 所 | | | |
| 期 間 | 年 月 日から | | |
| | 年 月 日まで | | |
| 宮崎市 <u>〇〇交流センター</u> （施設名） | | | |

<裏>

| | |
|---|--------------|
| 次のことを許可します | |
| ①本館の使用料の減免（5割減額） | |
| ②施設使用予定日の | 2カ月前 1カ月前 |
| | の月の初日申請 |
| ※注意事項 | |
| (1) 交流センター等の使用許可申請のとき、この利用 団体登録証を提示してください。 | |
| (2) 団体が解散、または所期の目的を逸したときは速やかに 返却してください。 | |
| (3) 使用料の減免には、減免申請書の提出が必要になります。 | |
| 連絡先 _____ 交流センター | |
| Tel _____ | |

登録団体（講座グループ・自主グループ）の取り扱い

1. 定義

講座グループとは、主催講座終了後、当該年度内に自主的に継続して活動を行うために登録した団体をいう。

自主グループとは講座グループ以外に登録した団体をいう。

いずれも、主体的かつ継続的に地域活動や社会教育活動を行うことを目的とする団体であり、その活動内容が交流センター等の運営やまちづくり活動への参加等、地域に貢献できる団体をいう。

2. 人数構成

原則として、多目的ホールの使用人数は10名以上（2／3面以下の面貸しの利用の場合は5名以上）、それ以外の居室の使用人数は5名以上を必要とする。

また、少人数の自主グループは、同種の自主グループとの再編を働きかけるものとする。

3. 使用回数及び申込期日

(1) 原則月2回までの使用については、使用予定日の2カ月前の月の初日から使用申請をすることができる。但し、その月の第1週と第3週、もしくは第2週と第4週というように隔週での使用とし、使用日時については、※代表者会で調整を図るとともに、使用が月の前半などに集中しないようにすること（第1週と第2週と使用する場合は、代表者会で了承を得ること）。

※団体登録の要件や施設の利用方法等の理解を図るため、各登録団体の代表者等を対象に毎年1回以上開催する会議。

(2) 同一月3回目以降に施設を使用する場合は、使用予定日の1週間前から使用申請ができる。

(3) 同一月あたりの使用回数は、利用状況等に応じて交流センター等ごとに定めること。

(4) 登録をしていない他地区の交流センター等を使用する場合は、減免対象外で、使用予定日の1カ月前の月の初日から使用申請ができる。

(5) 多目的ホールの使用が月6回目以降の場合は減免対象外とする。

4. 登録団体の認定

登録団体の認定を受けて、交流センター等を使用しようとする団体は、「宮崎市交流センター等利用団体登録要項」に基づき、別紙様式に所定の事項を記入し、当該交流センター等に提出するものとする。

認定作業にあたっては、上記の定義を考慮し、各地域自治区事務所長等（地域まちづくり推進室長・地域センター長・総合支所地域市民福祉課長）の判断に基づいて行う。なお、中央公民館においては、中央公民館長の決裁をもって認定する。また、必要に応じて所見に記載を行い、認定後は利用団体登録証を交付し、この交付をもって登録を完了する。

5. 公共施設予約案内システムを利用した使用許可申請

登録団体の認定を受けた団体は、「宮崎市公共施設予約案内システム（以下、「システム」という。）利用登録申請書」を交流センター等に提出することで、システムを利用して使用の申請をすることができる。

なお、システムを利用する登録団体が、上記3.（1）により、代表者会で調整を図った月2回までの使用について、故意ではない理由で使用日時を誤って申請した場合は、使用の申請をした日の翌日の館職員が対応可能な時間帯までに交流センター等に連絡することで、誤った申請を交流センター等が取消し、本来使用すべき日時を改めて申請することができるものとする。

6. 留意事項

- ・同一の団体が複数の交流センター等において、重複して登録できない。
- ・同一館かつ同一種別での複数の登録団体の会員としては登録できない（法人格を有する登録団体との重複を除く）。
- ・会員名簿には、定期的に参加する者のみ記入することとする。
- ・講師謝金については、交通費等を含めてその費用は、1回概ね1万円以下とする。

宮崎市公民館使用取りやめ届

年 月 日

宮崎市教育委員会 殿

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

宮崎市公民館の使用を取りやめますので、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|-----------------|--------------|----------|------------|
| 使 用 の 目 的 | | | |
| 使 用 の 日 時 | 年 月 日 (曜日) | 午前 午後 | 時から 時まで |
| 使 用 の 区 分 | | | |
| 許 可 番 号 ・ 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | |
| 使用を取りやめる理由 | | | |
| | | | |
| 課 長 | 課長補佐 | 館 長 | 備考 |
| | | | |

宮崎市交流センター使用取りやめ届

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

住 所 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

(担当者) 電話 _____

宮崎市交流センターの使用を取りやめますので、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|-------------------|-------------------------|----------|-------------------|
| 行 事 名 | | | |
| 使 用 年 月 日 | 年 月 日 (曜日) | 午前 午後 | 午前 午後 時 ~ 時 |
| 使 用 室 名 | | | |
| 許 可 番 号 ・ 年 月 日 | 第 号 | 年 月 日 | |
| 使用を取りやめる理由 | | | |
| | | | |
| 室 長 セク長 課 長 | 地域事務所長 セク長補佐 課長補佐 | 館 長 | 備考 |
| | | | |

確認書

〇〇地区交流センター施設の長期的・継続的な使用に関し、交流センターからの留意事項について確認したことから、宮崎市立△△中学校長により、本確認書を作成する。

1 使用目的

〇〇中学校部活動生徒の健全育成と競技力向上を目指すことを目的として実施する。

2 部活動の内容

- (1) 部活動名 :
- (2) 部員数 :
- (3) 指導者名 :

3 使用施設（部屋、使用設備）

4 使用期間

年 月 日 ~ 年 月 日

5 使用時間・曜日等

6 交流センターからの留意事項

- (1) 使用予定日の2カ月前の月の初日から当日までに、宮崎市交流センター使用許可申請書を交流センターに提出すること。
※「5 使用時間・曜日等」に定める日の2カ月前の月の初日に達したときは、遅滞なく交流センターに申請書を提出し、または、使用しないことを連絡すること。
- (2) 使用を取りやめようとするときは、速やかに宮崎市交流センター使用取りやめ届を交流センターに提出すること。
- (3) 使用時間が公共事業その他使用希望者と重なる場合は、調整を図ること。
- (4) 使用するときは、必ず教師又は成人の指導者・監督者がつき、安全面に配慮すること。
- (5) 交流センター使用上の注意を遵守し、使用時間を厳守すること。
- (6) 使用後の後片付け等を含む整理整頓を徹底すること。
- (7) 施設の設備や道具は丁寧に扱うこと。万が一、破損した場合は、速やかに交流センター職員に報告を行い、原状復旧(弁償)すること。
- (8) 使用者の自己所有物は、学校長が責任を持って管理すること。また、使用者の事故やけがの対応は、学校長が責任を持って行うこと。
- (9) 本確認書の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を書面にて交流センターに提出すること。
- (10) 〇月開催の自主グループ代表者会に参加し、あらかじめ日程の調整を図ること。
- (11) 本確認書に記載のない事項並びに疑義を生じた場合は、必要に応じて交流センター・学校長とが協議して定める。
- (12) 上記の内容を遵守できない場合、本確認書は解約されるものとする。また、解約する場合は、交流センターから学校長へ書面で通知を行うものとする。

年 月 日

住 所
学校名
学校長

交流センター内での飲酒に伴う確認書

〇〇地区交流センターでの飲酒を伴う使用に関し、本確認書を作成する。
万一、他の使用者などへの迷惑になる行為や申請した内容と異なる飲食の事実を行った場合は、以降の使用が制限されることを承諾する。

- 1 使用目的（行事名）：
- 2 使用内容
(1)使用団体名：
(2)使用人数：
(3)責任者名：
- 3 使用施設及び部屋名：
- 4 使用日時
年 月 日（ ） 時 ～ 年 月 日（ ） 時
- 5 以下（１）～（８）について、各使用者へ確認するとともに、遵守いたします。

| 確認事項 | 確認（○） |
|---|-------|
| (1) 公共施設であることに留意し、他の使用者などへ迷惑となる行為は行わないこと。 | |
| (2) 飲酒した者は、飲酒運転を行わないよう遵守すること。 | |
| (3) 交流センター使用上の注意を遵守し、使用時間（準備・片付け含む）を厳守すること。 | |
| (4) 使用時のごみは必ず持ち帰ること。 | |
| (5) 施設の設備や道具は丁寧に扱い、万一、破損した場合は、速やかに交流センター職員に報告を行い、現状復旧（弁償）すること。 | |
| (6) 貴重品等の自己所有物の管理は、各自で行うこと。 | |
| (7) 本確認書に記載のない事項並びに疑義を生じた場合は、必要に応じて交流センターと協議すること。 | |
| (8) 上記（１）～（７）の内容が遵守できない場合、以降の〇〇地区交流センターでの飲酒を伴う使用は認められないことに異論ないこと。 | |

年 月 日

住 所
団体名
氏 名

(利用団体登録申請書添付用会員名簿様式)

会 員 名 簿

| 団体名 | | | |
|-----|-------|------------------|--------------------|
| | 氏 名 | 住 所 ※ 地番は記載不要 | 居住地の中学校区 (中学校名) |
| 例 | 宮崎 太郎 | 宮崎市橘通西 1 丁目 | 宮崎 |
| 1 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |
| 7 | | | |
| 8 | | | |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |
| 16 | | | |
| 17 | | | |
| 18 | | | |
| 19 | | | |
| 20 | | | |

※ 年度途中に変更があった場合は交流センター等までご連絡ください。

※ 本名簿は、交流センター等の利用に関してのみ利用するものです。

交流センター等使用基準

令和6年4月1日 施行